

学事第304-2号  
令和4年5月27日

各私立大学・短期大学設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、学校におけるマスクの着脱に関する考え方について、令和4年5月24日に開催された第58回埼玉県新型感染症専門家会議において専門家の意見をいただいたところです。

また、同日付けで文部科学省から「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」が発出され、改めてマスク着用について留意点が示されました。

つきましては、各学校における対応の参考としてください。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等についても下記のとおり通知がありましたので、各学校における対応の参考としてください。

記

【参考】別添通知

○県立学校長等宛て通知

令和4年5月26日付け教保体第395号

「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」

令和4年5月26日付け事務連絡

「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更等について」

※ なお、今回の基本的対処方針の変更等に伴い、埼玉県HP「イベントの開催制限について」が更新されておりますので御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/anzenkeikaku.html>

総務部学事課  
専修各種学校担当  
電話 048-830-2562